秋田県地域生活定着支援センターからのお知らせ

センターの業務の紹介などをしていきます。ご一読いただければ幸いです。

令和6年度 第一回 被疑者等支援ネットワーク会議を行いました。（2024/10/01）

地域生活定着支援センターの主な業務には、矯正施設（刑務所など）を出るときの支援「コーディネート業務」、出所してから地域での生活が安定するまでの支援「フォローアップ業務」と、被疑者・被告人段階の支援「被疑者等支援業務」、本人や家族、福祉事業所からの相談を受ける「相談支援業務」があります。

令和3年度から開始された「被疑者等支援業務」は、秋田県では令和4年1月から開始されています。犯罪をして逮捕され身柄を拘束されたが「起訴されなかった人」や、裁判にかけられたが罰金刑や執行猶予で「釈放された人」で、定着支援センターの支援対象要件に合う人（高齢者や障がい者で、帰るあてや頼る人がなく、地域社会で安心して暮らすためには福祉サービスの受給が必要であり、定着支援センターの支援を受けたいと希望している、等）の支援を、「身柄拘束された被疑者・被告人段階のうちから開始する」ものです。刑務所には入りませんが、定着支援センターの支援内容に変わりはありません。また、被疑者等支援業務の要件には当てはまらなくとも、被疑者・被告人段階の人の支援については、検察庁や保護観察所からの問い合わせや相談をうけて、相談支援のうちの「入口支援」として対応をしています。

被疑者等支援業務に関わる他機関との連携ネットワークの構築及び継続のため、当県では令和4年度から保護観察所・検察庁・弁護士会・県及び定着支援センターの五者で、「被疑者等支援業務推進ネットワーク会議」を設置し、定期的に協議を行っています。本年度は 10 月 1 日（火）に、令和6年度第一回被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。

今回の会議では、令和5年度の当県及び北海道・東北ブロックの他道県等の、被疑者等支援業務及び入口支援の実施状況と、連携した関連機関等を紹介しました。人口が多く規模が大きい道県は被疑者等支援の件数が挙がっているのですが、当県は地域特性（持ち家率が高く、家族と同居の場合も多くて、被疑者等支援の要件に該当しにくい）もあり、令和5年度は支援の件数がなく、他県も少ないあるいは件数が挙がっていません。一方、被疑者・被告人段階の入口支援は、当県をはじめ、各道県でも行われています。そのことも説明したうえで、当県の入口支援について事例を報告し、各関係機関からも、「被疑者等支援に該当したらどのようなメリットがあるのか」、また、紹介した事例について、「被疑者等支援に該当しなかったのか」、「このように情報共有したらよかったのではないか」…、等々と、質問や意見が活発に交わされました。

当センターからも、被疑者等支援業務の要件に厳密には当てはまらなくとも、入口支援として対応できる場合もあることや、対象者が「福祉の支援が必要な人ではないか」と気づいたら、互いに連絡を取り合い、早い時期から情報共有していきたい旨などを、お話ししました。また、「被疑者等支援」を始めとした定着支援センターの支援は、独立したものではなく、重層支援、生活困窮者の支援、高齢者の支援、障害者の支援と重なっていること、「刑務所を出た人」、「犯罪をした人」ではあっても、「生きづらさを抱え、福祉の支援が必要な人」であることに変わりはないことを、改めて確認しました。そして、支援対象者に「気づく」ことの大切さと、定着支援センターの支援は釈放後も続いていくこと、支援対象者には多くの関係機関が関わっていることを心に留めてほしい旨を申し上げて、会議を終了しました。

（被疑者等支援業務の流れを、次ページの図でご覧いただけます）

被疑者等支援業務
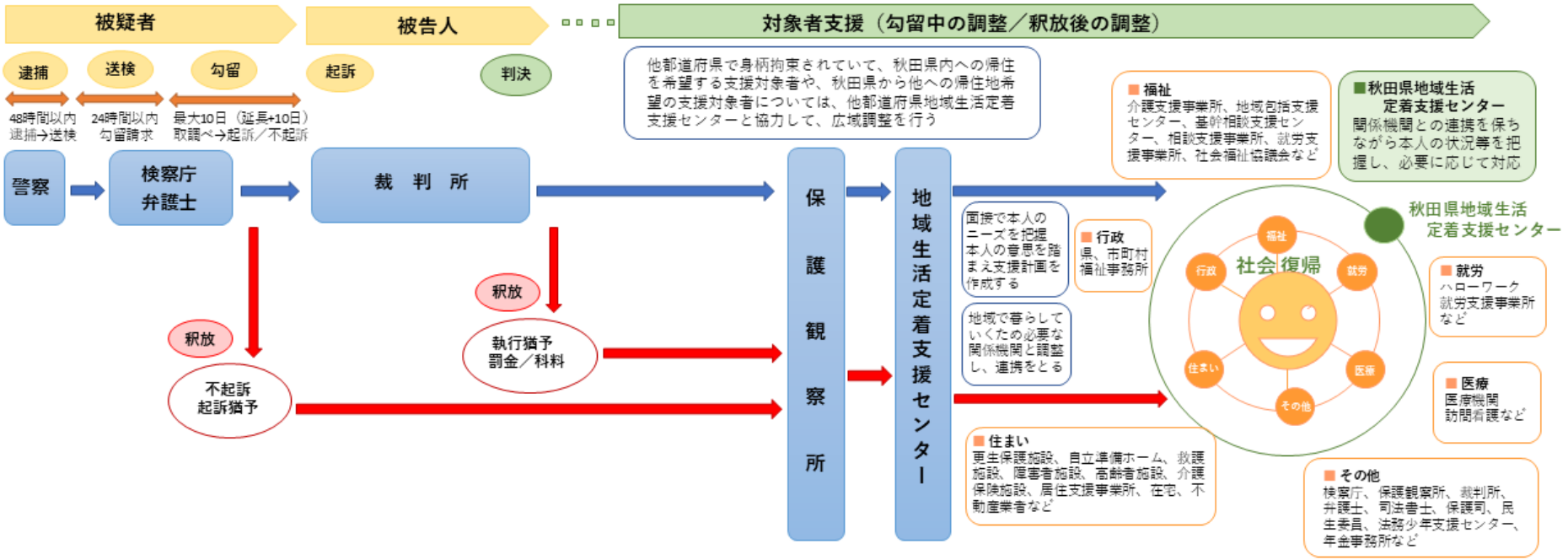
被疑者被告人等支援／入口支援（相談支援のうち、司法手続の入口段階のもの）